

(3) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																	
<p>財務部財産活用課</p>	<p>所管されている重要物品及び備品のうち、咲洲庁舎外である旧大阪府立国際児童文学館に保管されているものについて、平成26年度に台帳と現物との照合が行われていなかった。</p> <p>旧大阪府立国際児童文学館に保管されている重要物品及び備品は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="528 688 1460 1150"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家具什器類 (受付カウンター)</td> <td>1 台</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (コントロールパネル)</td> <td>1 個</td> <td>190,000円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (セレクターパネル)</td> <td>1 個</td> <td>740,000円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (ブラインド)</td> <td>1 個</td> <td>153,940円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (照明灯)</td> <td>1 個</td> <td>122,400円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (送り出しセレクター)</td> <td>1 個</td> <td>340,000円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (昇降機)</td> <td>1 機</td> <td>177,000円</td> </tr> <tr> <td>家具什器類 (スライドプロジェクター)</td> <td>1 台</td> <td>731,000円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類 (16MM映写機)</td> <td>1 台</td> <td>1,188,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>4,392,340円</td> </tr> </tbody> </table>	内容	数量	金額	家具什器類 (受付カウンター)	1 台	750,000円	家具什器類 (コントロールパネル)	1 個	190,000円	家具什器類 (セレクターパネル)	1 個	740,000円	家具什器類 (ブラインド)	1 個	153,940円	家具什器類 (照明灯)	1 個	122,400円	家具什器類 (送り出しセレクター)	1 個	340,000円	家具什器類 (昇降機)	1 機	177,000円	家具什器類 (スライドプロジェクター)	1 台	731,000円	機械器具類 (16MM映写機)	1 台	1,188,000円	合計		4,392,340円	<p>物品の実査が行われない場合には、物品の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念があるため、計画的に物品の実査を実施されたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の保管及び管理)</p> <p>第82条 出納員は、物品（使用中のものを除く。）を良好な状態で保管しなければならない。</p> <p>2 物品取扱責任者は、物品（使用中のものに限る。）を良好な状態で管理しなければならない。</p> <p>第87条 知事又は第三条の規定を作成の上物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>(物品に関する通知)</p> <p>第88条 物品管理者（本庁にあっては、課長）は、その所管に属する物品について毎年度9月30日及び3月31日現在における物品増減通知書（様式第51号）を作成し、翌月20日までに納入員を経由して会計管理者に通知しなければならない。</p>	<p>平成27年9月18日に、総務総括主査と総務担当副主査の2名が旧大阪府立国際児童文学館に出向き、左記の重要物品及び備品の実査を行った結果、全て現認できた。</p> <p>今後は、総務担当の主査級職員が、増減があったときはその都度、増減がないときも毎年8～9月頃に必ず実査を行うこととした。</p>
内容	数量	金額																																		
家具什器類 (受付カウンター)	1 台	750,000円																																		
家具什器類 (コントロールパネル)	1 個	190,000円																																		
家具什器類 (セレクターパネル)	1 個	740,000円																																		
家具什器類 (ブラインド)	1 個	153,940円																																		
家具什器類 (照明灯)	1 個	122,400円																																		
家具什器類 (送り出しセレクター)	1 個	340,000円																																		
家具什器類 (昇降機)	1 機	177,000円																																		
家具什器類 (スライドプロジェクター)	1 台	731,000円																																		
機械器具類 (16MM映写機)	1 台	1,188,000円																																		
合計		4,392,340円																																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月23日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
高石高等学校	<p>備品29件を抽出し現物確認したところ、備品ラベルが貼付されていないものが5件、備品出納簿のシステム化に伴い、物品番号が変更されたにもかかわらず、変更前の備品ラベルが貼付されたままとなっている備品が14件あった。</p>	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、備品の管理事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の分類の決定等) 第74条 (略) 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> </div>	<p>校内全ての備品について使用状態など再調査を実施した。備品出納簿と照合するとともに、備品ラベルの貼替えや、老朽劣化などによって使用できない物品の廃棄など適正化に努めた。 今後は備品を扱う教員に協力を求めつつ、適正管理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月22日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
警察本部 総務部 会計課	<p>府警察では、物品について物品調達システムとは異なる独自のシステムにより管理しているため、備品出納簿を備え、受入れ等の事実を記載する必要がある。</p> <p>会計課が所管する備品について、備品出納簿の整理状況を確認したところ、下記備品の受入れが記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="460 646 1389 825"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品名</th> <th>受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標本及び模型類</td> <td>けん銃</td> <td>平成27年3月27日</td> <td>1</td> <td>441,417円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品名	受入年月日	数量	金額	標本及び模型類	けん銃	平成27年3月27日	1	441,417円	<p>今後は物品管理事務のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿(様式第39号)(以下略)</p> <p>【財務規則の運用】 第80条関係 2 出納員は、物品を受入れ、又は払い出すごとに物品出納簿の整理をすることを要し、物品の種類、性質、用途等を考慮して必要がないと認める場合を除き、記帳しなければならない。(以下略) 3 備品出納簿については、物品調達システムに備品の受入れ又は払出しの事実を記録することにより、作成に代えることができるものとする。 ※物品出納簿とは、規則第80条第2項に規定する帳簿をいう。</p>	<p>大阪府警察では独自に物品管理業務をシステム化するとともに、「物品管理業務実施要領」を定め、物品管理業務を行っており、備品についても物品管理業務の一つとして実施している。</p> <p>本件は、当府警のシステムには入力していたものの、同システム内の出納簿にあつては、財務規則の運用第80条関係3項に定めた「物品調達システム」による記録に該当しないため、今後は紙媒体への転記を確実に行うよう細心の注意を払い、確認作業を行うことにより、適正な事務処理に努める。</p>
品種	品名	受入年月日	数量	金額									
標本及び模型類	けん銃	平成27年3月27日	1	441,417円									

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年5月26日から同年7月17日まで)